

坂本国際特許事務所

🌐 <http://www.sakamotopat.com/> ✉ tsakamoto@sakamotopat.com

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13 大和屋ビル
TEL：03-5919-3041（代表）／FAX：03-5919-3042



国外での事業展開を強力にサポート

「多くの日本企業は現在、世界各国で事業展開しています。知的財産権についても、日本での取得だけでは十分でなく、世界各国で取得して初めて意味があります。当事務所に寄せられる相談や依頼も国外での権利取得に関するものが増加しており、各企業はこれまで以上に国外に目を向けてきていると感じています」――坂本国際特許事務所の所長である坂本智弘弁理士はこうに語る。特許出願件数において大勢を占めていた米国と欧州、日本の3国に近年、中国と韓国が加わってトップグループを形成していることを意識し、中国と韓国の弁理士を所内に在籍させている。「日本企業の知財担当の中にあって、英語を理解されている方は多いのですが、中国語や韓国語の素養を持った方は少ないと思います。そのようなとき、日本にいながら、日本語で中国や韓国での特許出願についてアドバイスを提供できることは、クライアントに安心感を与えられます。国外で不利な戦いを強いられることが少なくない中で、クライアントがより強力に国外で事業展開するためのアドバイスを常に念頭に置いています」。

手続だけでなく調査にも注力

知的財産権の分野において、もちろん権利の取得が重要であるが、他社の動向を把握し、いち早く権利侵

害への対策を講じることが重要でもある。同事務所には特許庁審査官を経験した弁理士が多く在籍し、同庁と同等水準の特許調査に加え、高品質の侵害調査なども実施しているという。大石敏弘弁理士も、特許庁での実務経験を積み、同事務所で職務にあたっている。「出願などの手続部門だけでなく、調査部門が充実していることも当事務所の特徴の一つです。各企業の方々は通常、調査を専門に扱う業者に特許に関する調査を依頼し、その結果を持って特許事務所や法律事務所に相談に訪れることが多いのですが、実際の手続を想定した調査となっていないことも多く、後の手続で証拠不足になることも少なくありません。当事務所では、実際に手続を行う観点から調査を実施していますし、異議申立や無効審判の手続の段階になった後でも補足調査等も実施するなど、調査からその後の手続まで、一貫してクライアントの要望に応えることができます」。

大企業だけでなく、中小企業の案件も多く担当する渡辺浩司弁理士は、中小企業の知的財産権に対する意識の高まりを感じているという。「ここ数年、アップルとサムスンの争いなど、知的財産権をめぐる報道が目立つようになり、これらを見て特許に対する中小企業の意識が変わってきています。当事務所に寄せられる相談や依頼も、出願から権利行使まで至っています。中小企業の中には知的財産権の保護のための体制が十



坂本智弘 所長／弁理士



大石敏弘 所長代理／弁理士



渡辺浩司 所長代理／弁理士



宮本陽子 弁理士

分ではない企業も多く、自社製品が模倣されるケースが多く見られます。このため、大企業より中小企業の方が模倣被害に遭いやすく、積極的に権利行使する必要があります。当事務所の中小企業のクライアントは特に権利行使している傾向にあります」。

中国と韓国の弁理士が在籍

同事務所は、日本企業の国外での事業展開に力を入れているが、中国での事業展開に特に注意を促す。

「中国は国を挙げて知的財産権の取得を支援しています。知的財産権を取得すると助成金を得られるため、中国の企業は積極的に取得します。すでに特許が取得されていることを知らずに中国に進出し、特許侵害で訴えられる例も珍しくありません。また、訴訟になった際、どうしても中国の地元企業が有利になりがちです。中国の状況にはかなり注意を払わなければなりません」(大石弁理士)。

「当事務所に中国弁理士が在籍していることによって、中国語で発信された情報を見逃すことなく、把握することができます。また、現地での手続など、提携している代理人に依頼することもあります。その場合でも所内で案を磨いた上で代理人に依頼しています。代理人とやり取りをしながら方針を決めて依頼するよりも、どのような方針で進めるべきか、という段階から所内で方針を固めてから代理人に依頼する方が、クライアントの考えを代理人に正確に伝えることができます」(渡辺弁理士)。

もちろん、これらの5か国以外での事業展開にも力を入れている。宮本陽子弁理士は、東南アジア各国での商標出願を多く担当している。「マレーシアやシンガポール、タイ、ベトナムなどに興味を持っている中小企

業が増えていると感じています。新たに開発するというのではなく、日本で販売したところ人気が出たのでそれをそのまま持っていく、というケースが多いのですが、周知とまではなっていないくとも日本で名が知られてきているものは既に権利取得されていることも少なくないので注意が必要です」。

特許庁経験者だからこそ身についた視点

また、特許庁で経験を積んだ弁理士が多く、しかも実務に直接携わっていることが大きな特徴となっている。

「特許庁経験者が在籍している特許事務所は少なくありませんが、当事務所の特許庁経験者は全員、実務を担当しています。事務所に所属する特許庁経験者は管理職として所属し、実務に携わらない方もいますが、当事務所では特許庁の経験を活かした実務者として多くの特許庁経験者が在籍しています。このため、特許庁からの拒絶文面は簡単にしか記載されていないことが多いのですが、自分自身が審査官として審査していた経験から“この審査官はたぶん、このようなことを考えたのだろう”とすぐに思い浮かびます。クライアントの希望をよく聞いた上で、特許庁にこちら側の意図をうまく伝え、特許庁からの意図をうまく受け取り、クライアントが望んでいた以上のサービスの提供を常に意識しています」(坂本弁理士)。

Data

◆所属弁護士・弁理士数

弁理士16名(2016年11月現在)

◆沿革

2006年開設、特許調査会社と特許事務所での勤務経験を活かし、特許調査から、権利化、係争対応までワンストップでサービスを提供している。